

**丸亀市第 4 次障がい者基本計画・第 8 期障がい福祉計画及び
第 4 期障がい児福祉計画策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 公募型プロポーザル実施の目的

「障害者基本法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、本市における障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保及び必要量の見込み等の計画を策定する技術提案を公募し、委託の履行に最も適する事業者を選定する。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 件名 | 丸亀市第 4 次障がい者基本計画・第 8 期障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画策定支援業務委託 |
| (2) 業務の内容 | 別紙丸亀市第 4 次障がい者基本計画・第 8 期障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

3 提案資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 概ね過去 6 年において、市町村障害者計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画に関する策定支援業務の受注及び納品実績があること。
- (2) 参加表明書等の提出の日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、いずれの官公庁からも指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 役員のうち、次に該当する者がいないこと。
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

4 提案限度額

8,600,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）
（内訳） 令和 7 年度 4,300,000 円
令和 8 年度 4,300,000 円

5 実施スケジュール

公募開始	令和7年5月12日（月）
参加表明書等の提出期限	令和7年5月21日（水）
参加資格確認結果通知	令和7年5月26日（月）
質問書の提出期限	令和7年5月30日（金）
質問書に対する回答	令和7年6月5日（木）
企画提案書等の提出期限	令和7年6月23日（月）
ヒアリング審査	令和7年6月30日（月）
審査結果通知	令和7年7月4日（金）

6 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）1部

イ 会社概要（パンフレット等）1部

※パンフレット等により、上記3提案資格要件（1）の計画策定支援業務実績が確認できない場合には、別途当該内容を確認できる資料（任意様式）を添付してください。

ウ 国税及び地方税に未納がないことを証明する書類

(2) 提出期限 令和7年5月21日（水）17時まで

(3) 提出場所 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市健康福祉部福祉課障がい福祉担当

(4) 提出方法 持参又は配達記録が残る郵送・宅配便とする。
※持参の場合は8時30分から17時まで（土日を除く。）、郵送の場合は
期限日必着とする。

7 提案資格の確認

(1) 提案資格要件の確認

参加表明書等を提出した者（以下「参加表明者」という。）には、3に定める提案資格要件を満たす者が確認を行い、提案資格の有無を決定する。参加表明者が一者の場合も同様とする。

(2) 提案資格通知

参加表明者には、提案資格の確認の結果を令和7年5月26日（月）までに電子メールにより通知する。（正式文書は後日郵送する。）

8 質問書の受付及び回答

企画提案書等の作成についての質問の受付及び回答は、次によるものとする。

(1) 提出期限 令和7年5月30日（金）17時まで

(2) 提出方法 16に記載の電子メールアドレスに電子メールにより送信すること。なお、メールの件名は「障がい者基本計画等プロポーザルに係る質問書」とすること。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(3) 提出様式 質問書（様式 2）

(4) 回答方法等 提出された質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 5 日（木）までに電子メールによりすべての提案資格を有する参加表明者に回答する。

9 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

やむを得ない場合を除き、原則として A4 版（折り込み可）で作成すること。

ア 企画提案書 企画提案書表紙（様式 3）のみ様式とし、提案書は様式任意とする。

「仕様書」の業務内容ごとに、具体的にわかりやすく記載する。

イ 業務実施体制 本業務の管理責任者及び主担当者を選任し記載するとともに、業務拠点、人員、担当者の連絡先等の体制について記載すること。（様式任意）

ウ 業務実績書（様式 4）

貴社の令和元年度以降に受注した市町村障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定支援実績を記載すること。

エ 予定技術者調書 上記ウに係る管理責任者及び業務担当者の実績を記載する。（様式 5）

オ 見積書（様式 6）

※金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき、金額が限度額を超えるとき、記名及び押印がないとき（見積書作成責任者、担当者及び連絡先の記載があるときは押印を省略できる。）、同項目で 2 通以上を提出したとき、修正の容易な筆記用具により記入したときは無効となる。

カ 経費の内訳（様式任意）

※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

(2) 提出期限 令和 7 年 6 月 23 日（月）17 時まで

(3) 提出場所 6 の(3)に同じ

(4) 提出方法 6 の(4)に同じ

(5) 提出部数 10 部（原本 1 部、写し 9 部）

(6) 注意事項

ア (1)の提出書類は、提出後の追加、修正は認めない。

イ 参加表明書等の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式 7）を(2)の提出期限までに持参又は郵送（期限日必着）すること。

10 提案者に対するヒアリング

次により企画提案に係るヒアリング（プレゼンテーションを含む）を実施する。

(1) ヒアリングの予定日

令和 7 年 6 月 30 日（月）

※詳細な時間・場所等は、後日、電子メールにて連絡する。

(2) ヒアリングの実施要領

ア ヒアリングは 1 提案者ずつ実施し、1 提案者当たりの持ち時間はプレゼンテーション 20

分以内（機器の設置時間は除く）、質疑応答 10 分程度の合計 30 分程度とする。プレゼンテーションの順番は参加表明書を受理した順番とする。プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

イ ヒアリング時の追加資料の配付は禁止する。

ウ プレゼンテーション参加人数は 3 人までとする。プレゼンテーションは、契約後本業務の管理責任者又は業務の主担当者となる者が、企画提案書等に沿って説明を行うこと。なお、予定していた者が、体調不良や不慮の事故等で欠席となる場合は、他の者を担当代理者として認める。

エ プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する場合は、提案者で用意すること。プロジェクター、スクリーン（接続ケーブルを除く。）は、市が準備する。

11 評価基準

企画提案書等及びヒアリングの内容に関する評価は、次表の評価基準により行う。

評価の観点ごとに、プロポーザル委員会委員がそれぞれ判定し評価点を付す。

評価項目	評価の観点		配点
企画提案内容	①	当該業務に関する法令、条例及び制度を理解し、障がい者施策や地域共生等に関する動向を熟知しているか。また、それらの情報を市に対し提供する具体的な方法が示されているか。	15
	②	市の上位計画や関連計画との整合性を図るための対応策が提言されているか。	15
	③	市の地域特性や施策の分析、課題等の解決方法について、具体的な提案や視点が示されているか。	15
	④	アンケート調査及びヒアリング調査は、適切なニーズ把握が行える方法、内容、集計、分析手法か。	10
	⑤	各種統計データの収集整理や分析、アンケート調査及びヒアリング調査結果の活用について、具体的かつ効果的な反映手法が提案されているか。	15
	⑥	丸亀市福祉推進委員会を円滑かつ効果的に進めるための具体的な方策等が提案されているか。	5
業務執行体制	⑦	業務遂行のために、専門性や経験を有する適切な人員配置及び役割分担を整えているか。	10
	⑧	当該業務の作業スケジュール、手順等に妥当性はあるか。	10
	⑨	障害者計画等策定支援の実績、経験を十分に有しているか。	10
見積書	⑩	最大 5 点とし、下記の配点表に基づき評価する。	5
合 計			110

上記評価基準⑩の配点表

見積額（税込金額）	配 点
8,400 千円以上 8,600 千円以下	1
8,200 千円以上 8,400 千円未満	2
8,000 千円以上 8,200 千円未満	3
7,800 千円以上 8,000 千円未満	4
7,800 千円未満	5

12 受託候補者の特定

(1) 受託候補者の特定方法

ア 11 の総評価点数が高い者から順位付けを行い、最も順位の高い者を受託候補者として特定する。ただし、総評価点数が満点の 60%未満の者は、受託候補者として特定しない。提案者が一者のみでも審査を実施し、審査の結果が上記の基準点を満たす場合は、受託候補者として特定する。

イ 総評価点数が同点の場合、見積書の額が安価な者を高い順位とし、さらに見積価格も同額の場合は、くじにより受託候補者を決定する。

(2) 審査結果の通知

ア 受託候補者に特定した者に対しては、特定した旨及び契約手続きの旨を通知する。

イ 受託候補者に特定しなかった者に対しては、特定しなかった旨、特定しなかった理由（以下、「非特定理由」という。）及び所定の期限までに非特定理由についての説明を求めることができる旨を通知する。

ウ 通知日 令和 7 年 7 月 4 日（金）

エ 通知方法 電子メールにより通知（正式文書を後日郵送する）

(3) 非特定理由の説明

ア (2) のイの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に、次のとおり、書面により、市長に対して説明を求めることができる。

- ・提出場所 6 の(3)に同じ
- ・提出方法 6 の(4)によるほか、16 に記載の電子メールアドレスに電子メールで提出することも可とする。
- ・提出書類 様式は任意とするが、提出者の住所、商号又は名称、代表者職名及び氏名を記入すること。

13 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

市長は、受託候補者に特定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議のうえ、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者に特定された者との協議が不調に終わった場合又は契約を辞退した場合あるいは失格に該当することが判明した場合は、12 の(1)において付した次の順位の者と同様の手続きを行うものとする。

14 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 技術提案書等が実施要領等を示された条件に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (5) プロポーザル参加者が他のプロポーザル参加者となった場合
- (6) ヒアリング当日に欠席又は遅刻をした場合

15 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (4) 提出後の書類の差替え及び再提出はできない。
- (5) 業務実施体制に記載した管理責任者及び業務の主担当者は変更できない。ただし、やむをえない理由がある場合で市と協議し、市が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 技術提案の参加については、プロポーザル方式に関する情報公開基準（丸亀市プロポーザル方式取扱規程（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 31 号）第 19 条）を了解のうえ参加すること。

16 応募・照会先

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市健康福祉部福祉課 担当：西山、安藤

TEL 0877-24-8805 FAX 0877-24-8861

E-mail fukushi-k@city.marugame.lg.jp